

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月6日(水)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

16番 伊 藤 栄 治 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

28番 寺 本 利 幸 委員 29番 石 橋 誠 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年11月農業委員会定例総会を開会いたします。
本日は、伊藤会長が欠席のため、佐藤会長職務代理から御挨拶をお願いします。

佐藤会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は佐藤会長職務代理にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番林喜太郎委員、2番及川正義委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る11月1日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る11月1日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地

利用集積計画を定めるため、令和元年10月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る11月1日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

11番 本件につきましては、去る11月1日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和元年10月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員及び江波戸和男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番から20番までについて、審議・採決いたします。高品文敬委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員 退席)

議長 高品文敬委員が退席しましたので、番号1番から20番までについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番から20番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から20番までの内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から20番までについて、質疑を打ち切ることに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から20番までについて、採決に入ります。

議案第2号の番号1番から20番までについて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員 着席)

議 長 高品文敬委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

次に、番号25番と26番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、番号25番と26番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号25番と26番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号25番と26番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号25番と26番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号25番と26番について、採決に入ります。

議案第2号の番号25番と26番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。

番号1番から20番まで並びに番号25番と26番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番から20番まで並びに番号25番と26番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から20番まで並びに番号25番と26番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番から20番まで並びに番号25番と26番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番から20番まで並びに番号25番と26番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番から9番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。番号2番から5番までの譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農して
おり問題ないと思われま

9番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

8番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

15番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電設備用地として田1,200㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として田147㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林127㎡と合わせた274㎡に住宅の建築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として畑177㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林80㎡と合わせた257㎡に住宅の建築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、工場拡張用地として田238㎡と畑2,776㎡計3,014㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、駐車場及び出入口用地として畑593㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8 番 番号2番について、譲受人は妻と子2人と市外の集合住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、譲受人は妻と子2人と市外の集合住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、譲受人夫婦の実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 4 番 番号4番について、譲受人は金属プレス加工業を営んでおり、申請地の隣接地で事業を行っておりますが、事業拡張に伴い申請地を工場拡張用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 5 番 番号5番について、譲受人は主に日用雑貨や衣料品等の卸売業を営んでおります。申請地の隣接地の既存倉庫で事業を行っておりますが、既存倉庫の前面道路への出入口は大型車の出入りには狭いこと、また、海に近い立地により潮風による塩害があることから業務に支障が出ているため、申請地を出入口及び既存駐車場の代替地として利用するものです。なお、現在駐車場として利用しているスペースは、塩害防止目的の防風林にする計画です。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和元年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定につ
いて (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につ
いて 5件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年11月6日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。